## 宮川左岸高水敷利用計画懇談会規約

(名称)

- 第1条 本会は、「宮川左岸高水敷利用計画懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。 (目的)
- 第2条 懇談会は、宮川左岸高水敷の利用計画に関し、大所高所からの意見を徴することを 目的として設置する。

(組織)

- 第3条 懇談会は、別表に掲げる関係組織・機関から市長が委嘱する委員で組織する。 (会議)
- 第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 2 座長は、懇談会を代表し、会議の議長となる。
  - 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。 (作業部会)
- 第5条 懇談会に素案を作成するための作業部会(以下「作業部会」という。)を設ける。
  - 2 作業部会は、市役所内部の関係各課の長をもって充てる。

(事務局)

- 第6条 懇談会の事務局は、都市整備部監理課が行うものとする。 (その他)
- 第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 宮川左岸高水敷利用計画懇談会委員

所 属	委員数
市民委員(公募)	3名
伊勢市総連合自治会	1名
伊勢市老人クラブ連合会	1名
城田地区連絡協議会	2名
伊勢市体育協会	1名
伊勢市体育指導委員連絡協議会	1名
伊勢農業協同組合	1名
宮川漁業協同組合	2名
宮川における環境整備検討委員会(国土交通省所管)	1名
宮川流域ルネッサンス協議会	1名
学識経験者	1名
計	15名

## 作業部会担当課

部	課
情報戦略局	行政経営課
産業観光部	農林水産課
	観光企画課
都市整備部	都市計画課
	交通政策課
	基盤整備課
	維持課
教育委員会	生涯学習・スポーツ課

## 事務局